

八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会について

1 目的

スポーツを通じた人材の育成、健康寿命の延伸、スポーツ産業の振興による地域の活性化に向け、八戸市スポーツ推進計画等について調査審議すること

2 審議内容

- (1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること
- (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること
- (3) 体育施設の将来的な整備の方向性について調査及び検討をし、意見を述べること

3 委員構成

次に掲げる者から 10 人

- (1) 学識経験者 (2) スポーツ団体関係者 (3) まちづくりに関する有識者
- (4) 建築に関する有識者 (5) 公募に応じた者 (6) その他市長が必要と認める者

4 委嘱期間及び開催回数

- (1) 委嘱期間 令和 6 年 8 月 20 日から令和 8 年 8 月 19 日まで
- (2) 開催回数 令和 6 年度は 4 回予定

5 令和 6 年度の主な案件

- (1) 八戸市体育施設整備に関する基本方針（平成 31 年 3 月策定）の改定
- (2) 八戸市スポーツ推進計画（令和 6 年 3 月改定）に関する意見聴取

6 令和 6 年度の主なスケジュール

時期	内容
令和 6 年 8 月 20 日	第 1 回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会
令和 6 年 11 月 20 日	第 2 回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・基本方針の改定（案）に関する諮問・審議
令和 6 年 12 月下旬	第 3 回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・基本方針の改定（案）に関する審議
令和 7 年 2 月中旬	第 4 回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・基本方針の改定（案）に関する審議・答申

○八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会規則

令和4年3月24日規則第16号

八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議をするとともに、体育施設の将来的な整備の方向性に関し必要な事項について調査及び検討並びにスポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について協議をし、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) まちづくりに関する有識者
- (4) 建築に関する有識者
- (5) 公募に応じた者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、執行機関の求めに応じて調停、審査、諮問、調査等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織とし、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、条例により設置しなければならない。

2 附属機関は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似しない場合、又は所掌事項が重複しない場合
- (2) 他の行政手段で対応することが困難である場合

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員数は20名以内とし、必要最小限にする。
- (2) 同一委員の通算在任期間は10年以内とする。
- (3) 委員が他の附属機関の委員を兼務できる数は、3機関までとする。
- (4) 男女構成比率において少ない方の割合は30パーセント以上を目標とする。
- (5) 市職員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (6) 市議会議員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (7) 女性や若者をはじめとし、障がい者等を含む多様な市民の参加に努めることとする。
- (8) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は10パーセント以上を目標とする。ただし、次に掲げる附属機関に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。
 - ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの
 - イ 行政処分に係る審議等を行うもの
 - ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの
 - エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの
 - オ その他附属機関等の設置目的、所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの
- (9) 公募による選任の方法については別に定める。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること。
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を

公開すること。

- (3) 会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

(附属機関の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (4) 活動が著しく不活発なもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果の効果が乏しいもの
- (6) 他の行政手段で対応が可能なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(合議)

第8条 各部長は、附属機関を設置若しくは統廃合し、又は委員（補欠の委員を含む。）の選任（改選を含む。）、選任に係る関係団体への候補者推薦依頼、若しくは公募を行う場合、附属機関の主管課長に合議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4条の規定は、施行期日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号及び第7号の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6号及び第7号の改正規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される附属機関等について適用し、施行日前に設置されている附属機関等については各附属機関等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第5条第2号及び第6条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 刃物その他危険な物を持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。